九環協

®環境省
エコアクション21
認証番号 0003013

平成２８年度　環境活動レポート

平成２８年４月～平成２９年３月

一般財団法人　九州環境管理協会

発行日　平成２９年７月３１日

目次

Ⅰ　組織の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　環境方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

Ⅲ　環境目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅳ　環境活動計画の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ⅴ　環境目標の実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅵ　環境活動計画の取組結果　・・・・・・・・・・・・・・・16

Ⅶ　次年度の環境活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・20

Ⅷ　環境関連法規等の遵守状況　・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅸ　代表者による全体評価と見直しの結果　・・・・・・・23

Ⅰ　組織の概要

１．事業所名及び代表者氏名

一般財団法人　九州環境管理協会　理事長　百島則幸

２．所在地

本部	〒813-0004 福岡市東区松香台1丁目10番1号
エネルギー・環境情報センター	〒813-0004 福岡市東区松香台1丁目161番3号
北九州支所	〒804-0084 北九州市戸畑区幸町7-9　エクレール戸畑駅東1107
大分支所	〒870-1177 大分市富士見が丘西3-17-5
東京事務所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目8番7号 富田屋ビル7FB
長崎支所	〒852-8027 長崎市城山台1-12-6

３．基本財産

１，０００万円

４．環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者：理事兼総務部長　高木満郎

担当者(EA21 事務局)：総務課長　大塚康行

TEL：092-662-0410

FAX：092-662-0411

E-mail：soumu@keea.or.jp

５．対象活動

環境調査・分析試験、環境アセスメント、環境計画、環境関係コンサルタント、環境教育等の啓発事業

６．事業の規模

活動規模	単位	平成25年度（25年4月～26年3月）	平成26年度（26年4月～27年3月）	平成27年度（27年4月～28年3月）	平成28年度（28年4月～29年3月）
売上高	百万円	1,743	1,787	1,826	1,703
職員数	人	162	171	171	182
床面積	㎡	6,181	6,181	6,181	6,181

７．事業の概要

（１）環境に関する普及啓発事業

持続可能な循環型社会の実現を目指して、環境教育や普及・啓発活動に取り組み、地域社会の環境質の向上に努めています。

福岡県地球温暖化防止活動推進センター

当協会は、平成 25 年３月 25 日、「地球温暖化対策の推進に関する法律(1998 年 10 月)」第 11 条に基づき、福岡県知事より「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」として指定され（第３期）、活動を行っています。

エコアクション 21 地域事務局　ECO-KEEA 九環協

エコアクション 21 地域事務局 ECO-KEEA（エコ-ケア）九環協では、エコアクション 21 の「認証・登録制度」の手続きのお手伝いをさせていただくほか、エコアクション 21 に興味のある事業者の方々を対象としたセミナーの開催や出前講座など、各種サービスを提供しています。

▲自治体イニシアティブプログラムによる導入セミナー

▲関連企業グリーン化プログラムによる集合コンサルティング

エネルギー・環境情報センター

エネルギーや環境は、国民生活と産業活動を支える基盤であり、これらの重要性を理解することは将来の担い手となる子供たちにとって必要不可欠です。エネルギー・環境情報センターでは、当協会の公益事業として、次世代を担う子供たちやその保護者、企業で働く人々へ環境学習の場を提供するとともに、事業者や市民の方々が推し進める省エネルギー活動の支援をおこなっています。

●科学実験講座、おもしろサイエンスの開催

●省エネルギー相談事業、ビオトープづくりの技術指導

（2）環境調査

私たちが抱える環境問題やその課題を解決するためには、まずは環境の現状を正しく理解する必要があります。正しい理解を得るためには、適切な観測や測定の技術が求められます。お客さまのニーズを十分理解し、目的に応じた環境調査を企画・提案します。

●大気汚染調査

●騒音・振動・交通量調査（環境、自動車、航空機）

●水質汚濁調査（水底質）

●悪臭調査

●土壌汚染調査（土壌汚染防止対策法に基づく地歴調査、土壌分析）

●廃棄物調査

●環境放射能調査（空間線量、環境試料、生体試料など）

●地下水流動調査（トレーサ法）

（3）動物・植物・生態系調査

環境調査の中でも生物に関わる調査では、現地同定や採取などに特殊な技術が求められます。当協会では、理学・水産学・農学博士、生物分類技能検定、樹木医などの有資格者がこれを提供します。

●植生調査（群落組成、植生図）

●植物調査

●哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類などの動物調査

●猛禽類などを頂点とする生態系調査

●動植物プランクトン調査、魚卵・稚仔魚・魚類調査

●底生生物調査、藻場調査

（4）分析試験

大気、水、生物さらに環境放射能など、幅広い分野にわたって高度な技術と高感度な機器を駆使して総合的・系統的な分析・試験を行っています。私たちは、提供する分析試験結果が、お客様だけでなく社会に重大な影響を及ぼす場合があることを十分理解して技術者倫理および法令を遵守するとともに、環境に関する分析試験を行う専門の試験機関として、常に、信頼性の確保と測定技術の向上に努めています。

水質関係

●環境水分析、排水・下水分析、飲料水等分析、温泉水分析

固質、廃棄物関係

●廃棄物分析（組成分析、有害物分析、可燃物・不燃物組成、発熱量測定など）

●骨材試験（JNLA に基づく試験、一般骨材試験）、底質・土壌分析

●コンクリート劣化診断分析、石綿（アスベスト）測定・分析

●土壌腐食試験（ANSI・DIN に基づく試験、ソイルボックス法）

●六価クロム溶出試験（改良土、セメント、セメント系固化材）

●絶縁油中 PCB 分析（高圧トランス、高圧コンデンサなど）

大気、空気関係

●大気質分析（SO x、NOx、SPM、光化学オキシダント）

●悪臭物質測定（法規制物質、嗅覚試験（官能試験）など

●有害大気汚染物質分析（重金属類、揮発性有機化合物、有機化学物質など）

●室内空気中化学物質（シックハウス）測定

特殊分析

●ダイオキシン類分析（MLAP に基づく分析試験）

●放射性物質測定（放射能測定、ISO/IEC/17025 試験所認定に基づく試験）

●考古学試料分析（年代測定など）、物質鑑定試験（物質の同定）

●鉱物分析（岩種判定試験）、定性分析（金属類、有機物）、有機物鑑定

●細菌類分析（レジオネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157）、大腸菌など）

●生物試験（AGP 試験、毒性試験）、DNA 分析

●法化学分析（火災原因推定分析）

（5）環境影響評価・環境監視

各種開発行為や事業実施に伴う環境影響を評価するために、環境監視計画、環境監視調査、環境影響評価（環境アセスメント）を企画・提案します。

●道路、鉄道、飛行場整備

●海面埋立・干拓、港湾計画

●河川、ダム、堰、湖沼開発、放水路整備

●発電所建設

●廃棄物最終処分場、廃棄物施設建設

●土地区画整理、新住宅市街地開発、新都市基盤整備、宅地の造成事業

●工業団地造成、流通業務団地造成事業

●漁業補償、潮流・水質、地下水流動などの数値シミュレーション、漁業資源量解析、統計解析、データベース構築、生物保全に係る調査検討

（6）環境計画

地球環境の保全、人と自然の共生、資源の循環、快適な生活環境の実現に向けて、各種計画を企画・提案します。

●環境基本計画、地域環境計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）

●廃棄物処理計画、減量計画、リサイクル計画、自然公園保護管理計画

●農村環境計画、農業振興地域整備計画、食料・農業農村基本計画

●生態系に配慮した水田、水路整備計画、里山の保全計画

●市町村総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、公園緑地計画

●文化財整備計画、再生可能エネルギー導入計画、省エネルギー推進計画

8．業務登録および許可・認可・指定

種 類	登録番号等	部門等
建設コンサルタント	建24第7493号	建設環境、廃棄物
測量業	第(2)-32026号	
計量法認定特定計量証明事業(MLAP)	N-0098-01	大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類
計量証明事業(福岡県)	第6号	濃度（大気、水又は土壌中の物質の濃度）
計量証明事業(福岡県)	第14号	振動加速度レベル
計量証明事業(福岡県)	第2号	音圧レベル
作業環境測定機関(福岡労働局)	40-8	別表1,2,3,4及び5号の作業場
土壌汚染対策法指定調査機関	環2003-7-1027	業務を行う都道府県：全国
水道法第20条水質検査機関(厚生労働省)	第43号	水質検査を行う区域：福岡県、佐賀県、長崎県（離島を除く）、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（離島を除く）、山口県
環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格機関	環水大総発第120306002号	一般環境大気、公共用水域水質、地下水質、土壌、底質、排出ガス、排出水、焼却灰その他の燃え殻及びばいじん
建築物飲料水水質検査業(福岡県)	23水第30号	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
工業標準化法に基づく試験所認定制度(JNLA)登録	090271JP	骨材試験（JIS A 1145）
ISO/IEC 17025(JIS Q 17025:2005)に基づく試験所認定	RTL03640（JAB）	放射能・放射線試験
ISO9001:2008(JIS Q 9001:2008)に基づく品質マネジメントシステム登録	01QR-470（KHK）	調査分析部　環境に関する測定・分析業務
温泉成分分析機関(福岡県)	第1号	全項目（ラドン含む）
放射性同位元素等使用許可(文部科学省)	使第2792号	放射性同位元素等使用許可
国際規制物資の使用許可(文部科学省)	57安（保障）第560号	国際規制物資の使用許可
核燃料物質の使用許可(文部科学省)	2安（核規）第723号	核燃料物質の使用許可
福岡県地球温暖化防止活動推進センター	24環保第3913号	地球温暖化対策の推進に関する法律
環境マネジメントシステム エコアクション21地域事務局	1-033	ECO-KEEA九環協
環境マネジメントシステム エコアクション21	3013	環境調査・分析試験、環境アセスメント、環境計画、環境関係コンサルタント、環境教育等の啓発事業
エコ事業所登録	第314号	福岡県知事
子育て応援宣言登録	第340号	福岡県知事
飲酒運転撲滅宣言企業登録	第40002905号	福岡県知事
女性大活躍推進宣言登録	第66号	女性の大活躍推進福岡会議

９．レポートの対象期間

平成２８年４月１日～平成２９年３月31日

１０．対象組織

環境マネジメントシステムの認証・登録範囲は、下図のとおりです。

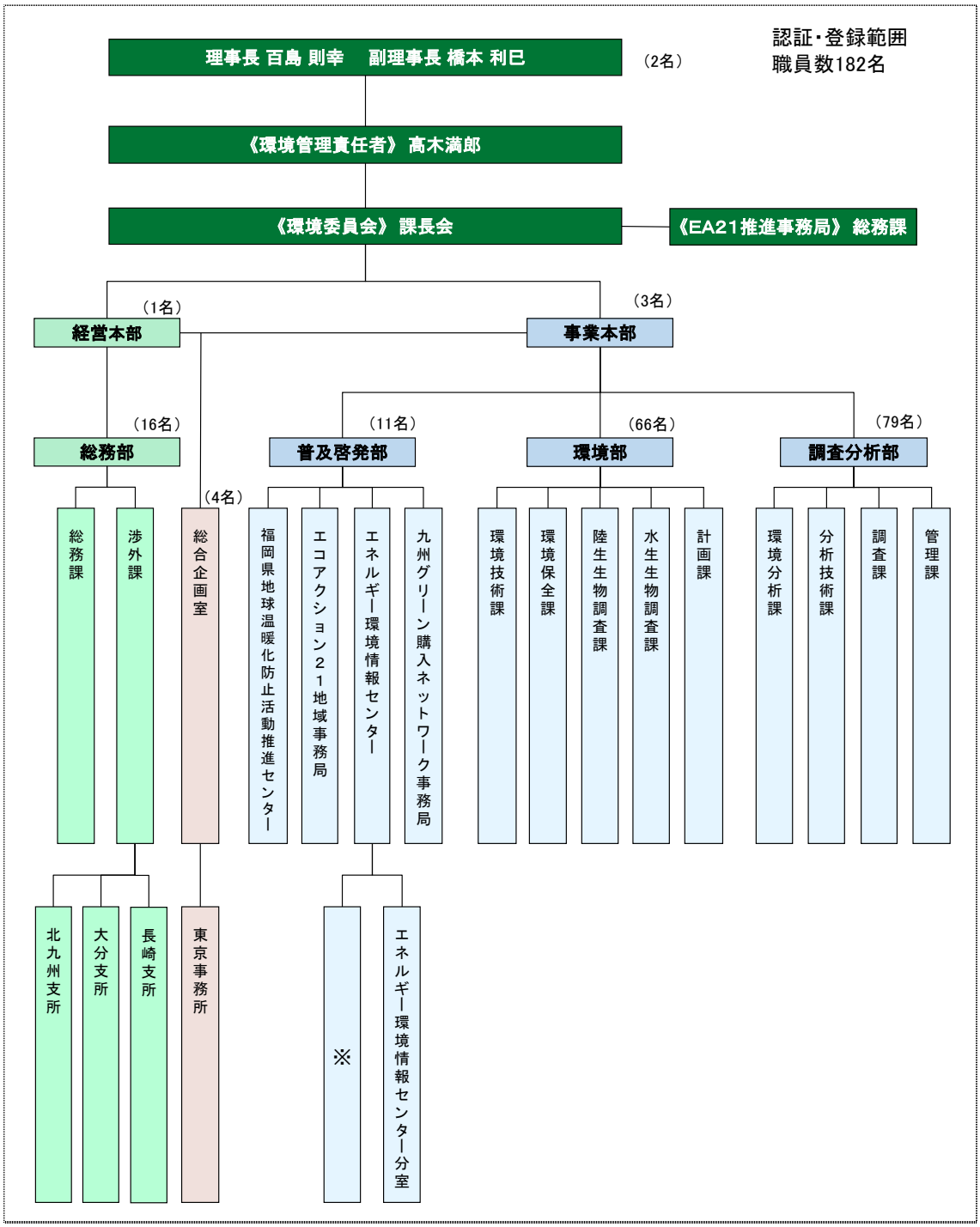

※　福岡市保健環境研究所内まもる一むに常勤（3名）

環境方針

経営理念

私たちは、
豊かな環境の保全と創造をとおして、
地域住民の健康と生活を守り、
社会の持続的発展に貢献します。
事業活動においては
高度な技術実施、
法令遵守、
環境負荷の削減を推進します。

活動指針

1. クライアントに対して環境配慮した持続的発展につながる提案を行います。
2. 環境に配慮した環境計測及び分析業務を行い、正しい環境状況を把握し報告します。
3. 事業活動全般にわたって環境関連法規を遵守し、化学物質を厳密に管理し、省エネ、省資源、廃棄物削減に努めます。
4. 資器材の調達に当たっては、環境配慮製品を優先します。
5. 常に最高度・最精度の技術をもって社会の要請に応えます。
6. 社会に対して環境啓発及び環境貢献を積極的に行います。
7. 環境方針、環境目標、環境活動計画を全職員に周知し、適切な教育訓練・実践を徹底します。
8. 環境活動レポートを一般に公開します。

2007年2月　1日制定
2011年8月11日改正

理事長　百島則幸

一般財団法人 九州環境管理協会

Ⅲ　環境目標

1．単年度の環境目標

平成２８年度の環境目標は、二酸化炭素排出量 685,119kg-CO_2（23～25 年度平均実績△1.5%）、廃棄物排出量 119.38t（23～25 年度平均実績△3.0%）、総排水量 3,621㎥（23～25 年度実績△0.3%）、事務用品等のグリーン購入 63.8%（23～25 年度平均実績＋1.5%）、化学物質使用量 3.08（23～25 年度平均実績△1.5%）、環境保全に関する普及啓発活動 172 件、環境アセスメント関連の実績 35 件としました。

なお、電気の二酸化炭素排出係数は、平成 24 年度九州電力（株）の実排出係数 0.612kg-CO_2／kWh を用いています。

項目	単位	《基準値》	平成28年度
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO_2	695,552 （H23～H25平均）	685,119
	%（削減率）	－	△1.5
廃棄物排出量の削減	t	123.07 （H23～H25平均）	119.38
	%（削減率）	－	△3.0
総排水量の削減	m^3	3,632 （H23～H25平均）	3,621
	%（削減率）	－	△0.3
事務用品等のグリーン購入	%	62.9 （H23～H25平均）	63.8
	%（増加率）	－	1.5
化学物質使用量の削減	L/百万円 (使用量/受注額)	3.13 （H23～H25平均）	3.08
	%（削減率）	－	△1.5
環境保全に関する普及啓発活動の実施	件	172 （H23～H25平均）	172
環境アセスメント関連事業の実施	件	35 （H23～H25平均）	35

２．中長期の環境目標

平成 26 年度から平成 30 年度までの環境目標は以下のとおり設定しています。

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、事務用品等のグリーン購入及び化学物質使用量は、これまでの取組による効果を考慮し、平成 23 年度から平成 25 年度までの平均実績を基準として、平成 30 年度までに 0.5%～5.0%削減（増加）する目標を設定しています。環境保全に関する普及啓発活動及び環境アセスメント関連事業の実施は、平成 23 年度から平成 25 年度までの平均実績並みの目標としています。

なお、電気の二酸化炭素排出係数は、平成 24 年度九州電力（株）の実排出係数 0.612kg-CO_2／kWh を用いています。

項目	単位	《基準値》	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO_2	695,552 （H23～H25平均）	692,074	688,596	685,119	681,641	678,163
	%（削減率）	－	△0.5	△1.0	△1.5	△2.0	△2.5
廃棄物排出量の削減	t	123.07 （H23～H25平均）	121.84	120.61	119.38	118.15	116.92
	%（削減率）	－	△1.0	△2.0	△3.0	△4.0	△5.0
総排水量の削減	m^3	3,632 （H23～H25平均）	3,628	3,625	3,621	3,617	3,614
	%（削減率）	－	△0.1	△0.2	△0.3	△0.4	△0.5
事務用品等のグリーン購入	%	62.9 （H23～H25平均）	63.2	63.5	63.8	64.2	64.5
	%（増加率）	－	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5
化学物質使用量の削減	L/百万円 (使用量/受注額)	3.13 （H23～H25平均）	3.11	3.10	3.08	3.07	3.05
	%（削減率）	－	△0.5	△1.0	△1.5	△2.0	△2.5
環境保全に関する普及啓発活動の実施	件	172 （H23～H25平均）	172	172	172	172	172
環境アセスメント関連事業の実施	件	35 （H23～H25平均）	35	35	35	35	35

※北九州支所、大分支所、東京事務所及び長崎支所は、環境負荷が少ないため数値目標の管理対象外とします。

Ⅳ　環境活動計画の内容

1．電気使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エアコンの設定温度を決め、実行する	田中	①　空調を利用する際の室温（気温）をチェックする。夏は28℃以上、冬は20℃以下。時々室温をチェックし、不必要な使用を避ける。 ②　エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃を目安とする。 ③　クールビス・ウォームビスを実践する。夏はノーネクタイ・半袖シャツ、冬はセーター・カーデガン・ハイネックなどを着用する。	巡回	エアコン稼動時
エアコンフィルターの清掃	大塚	①　協会全体のエアコンフィルターを年2回清掃する。暖冷切替時期（5～6月）、冷暖切替時期(10～11頃)	ヒアリング	エアコンシーズン前
昼休みの消灯運動	大塚	①　昼休みの消灯を徹底する。ただし、降雨などで著しく室内が暗い場合を除く。	巡回	毎月
退出時のOA機器の主電源OFF	藤井 高比良	①　帰宅時や外出時、長時間の不在時には、ＯＡ機器の主電源ＯＦＦを徹底する。ただし、FAX機能等の付加による継続電源ＯＮが必要なものは除く。	巡回	毎月
ＥＣＯねっとシステムの運用	大塚	①　毎月の最大電力使用量の目標を設定する。 ②　警報が鳴ったら館内放送で電気使用の抑制を促す。	モニター	毎日

2．ガソリン使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エコドライブ１０の推進	大塚	①　エコドライブを実践する。急発進や急加速をしない。運転席を離れる時は必ずエンジンを切る。 ②　エコドライブを実施した時は、運転記録簿の「エコ運転」欄に○印を付け、できなかった場合は、その理由を記載する。	運転記録簿	毎月
公共交通機関の利用促進	山本	①　公共交通機関を率先して利用する。	カード使用管理簿	毎月

3．可燃ゴミ（一般廃棄物）の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
紙類、ペットボトル等の分別の徹底	辻	①　一般ゴミの分別を徹底する。ゴミ箱に紙類・ペットボトルを捨てない。缶・ペットボトルは、協会内自販機横の専用ゴミ箱に入れる。	巡回	毎月
両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底	岩下	①　両面印刷や両面コピーを実践する。 ②　裏紙が使用しやすい環境を整える。紙の規格ごとに分類し、印刷可能面を上面して整理整頓を行う。	巡回	毎月

４．廃酸、廃油（産業廃棄物）の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	芦川	①　対象液の特性（有害性等）を考慮して、廃酸・廃油に該当するかを識別する。 ②　試料数等を考慮して、使用する試薬調整量を適正にする。 ③　器具洗浄の際は、少量の水（溶媒）で複数回洗浄するなど、洗浄液量の削減に努める。	ヒアリング	毎月

５．総排水量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
節水活動の推進	大塚	①　節水活動を推進する。	ヒアリング	２か月ごと

6．グリーン購入の推進

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
事務用品等のグリーン購入の推進	大塚	①　事務用品のグリーン購入を推進する。 ②　インターネットで購入している事務用品等のグリーン購入額を集計する。	請求書等	毎月

7．化学物質使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
化学物質使用量の削減	仲島	①　化学物質の使用量の削減を推進する。 ②　四半期ごとに化学物質の使用量を集計する。	納品書等	３か月ごと

8．自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
環境保全に関する普及啓発活動の推進	辻	①　講習会・講演会の開催、講師派遣等の環境啓発活動を実施する。	ヒアリング	都度

9．クライアントに対して環境に配慮した提案

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
クライアントに対して環境を配慮した提案	末津	①　環境アセスメント関連事業において環境配慮した提案を実施する。	ヒアリング	都度

１０．エネルギー環境情報センターにおける取組

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エネルギー環境情報センターにおける取組	辻	①　環境活動が適正に行われているか確認する。	巡回	毎月

１１．北九州支所における取組

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
北九州支所における取組	支所長	①　節電、節水、廃棄物削減の推進	ヒアリング	都度

１２．大分支所における取組

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
大分支所における取組	支所長	①　節電、節水、廃棄物削減の推進	ヒアリング	都度

１３．東京事務所における取組

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
東京事務所における取組	事務所長	①　節電、節水、廃棄物削減の推進	ヒアリング	都度

１４．長崎支所における取組

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
長崎支所における取組	支所長	①　節電、節水、廃棄物削減の推進	ヒアリング	都度

Ⅴ　環境目標の実績

平成２８年度環境目標の実績は以下のとおりです。なお、電気の二酸化炭素排出係数は、平成 24 年度九州電力（株）の実排出係数 0.612kg-CO2／kWh を用いています。
（　　）内はエネルギー環境情報センター分室の実績値

項目	単位	平成２８年度 目標値	平成２８年度 実績値	平成２８年度 対目標比	目標達成の判定
二酸化炭素排出量の削減	kg-CO_2	685,119	770,969 （761）	112.5%	×
電気使用量の削減	kWh	928,070	1,045,796 （1,244）	112.7%	×
ガソリン使用量の削減	L	44,390	41,257	92.9%	○
ガソリン車の燃費	km/L	12.5	13.7	109.6%	○
廃棄物排出量の削減	t	119.38	121.00	101.4%	×
可燃ゴミ排出量の削減	t	15.79	13.59	86.1%	○
廃酸、廃油排出量の削減	t	21.02	25.49	121.3%	×
総排水量の削減	m^3	3,621	3,708 （33）	102.4%	×
事務用品等のグリーン購入	%	63.8	67.2	105.3%	○
化学物質使用量の削減	L/百万円 (使用量/受注額)	3.08	2.70	87.7%	○
環境保全に関する普及啓発活動	件	172	258	150.0%	○
環境アセスメント関連の実績	件	35	43	122.9%	○

１．二酸化炭素排出量の削減

二酸化炭素排出量は、目標を達成することができませんでした。電気使用量が目標に対して 12.7%超過したことが原因です。平成 28 年 10 月に氷蓄熱設備を撤去し、省エネ型エアコンに更新しましたが、新しい測定器の導入や電気炉の使用増によるものと思われます。

なお、平成２８年度の太陽光発電による発電量は 6,047ｋWｈであり、昨年に比べ 365ｋWh 増加しました。

２．廃棄物排出量の削減

廃棄物排出量は、目標値を 1.4%超過する結果となりました。可燃ゴミ排出量は目標に対して 13.9%削減できましたが、耐震化対策に伴って不要品を廃棄したことにより、混合廃材が増加しました。

廃棄物排出量の内訳は、混合廃材 55.50ｔ、廃酸、廃油 25.49ｔ、可燃ごみ 13.59ｔ、紙類 17.31ｔ、がれき類 5.40ｔ、その他 3.71ｔとなっています。

３．総排水量の削減

総排水量は、例年に比べ夏場の使用量が増加したことにより、目標値を 2.4%超過する結果となりました。

４．事務用品等のグリーン購入

事務用品等のグリーン購入率は、目標を達成しました。各課からの発注に対して、グリーン購入適合品等への代替を強化しました。

５．化学物質使用量の削減

化学物質使用量は 2,298Ｌ（昨年度 3,013L）、調査分析部の受注額は 850 百万円（昨年度 921 百万円）であり、目標を達成することができました。化学物質については、調査分析部が分析試験において、ISO9001 に基づき適正に管理しています。

なお、当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あるため、削減対象とする化学物質は、平成 21 年度に年間 100L 以上使用したものとしています。

６．環境保全に関する普及啓発活動

環境保全に関する普及啓発活動の実施件数は258件であり、目標を大幅に達成しました。

７．環境アセスメント関連の実績

環境アセスメント関連の実績件数は 43 件であり、目標を達成しました。

Ⅵ　環境活動計画の取組結果

１．環境活動計画の取組結果とその評価

No.	活動項目	責任者	取組結果			
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
1	エアコン設定温度を決め、実行する	田中	○	○	○	○
2	エアコンフィルターの清掃	大塚	○	－	○	－
3	昼休みの消灯運動	大塚	○	○	○	○
4	退出時のOA機器の主電源OFF	藤井 高比良	○	○	○	○
5	ＥＣＯねっとシステムの運用	大塚	○	○	○	○
6	エコドライブ１０の推進	大塚	○	○	○	○
7	公共交通機関の利用促進	山本	○	○	○	○
8	紙類、ペットボトル等の分別の徹底	辻	○	○	○	○
9	両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底	岩下	○	○	○	○
10	廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	川村	○	○	○	○
11	節水活動の推進	大塚	○	○	○	○
12	事務用品等のグリーン購入の推進	大塚	×	○	×	○
13	化学物質使用量の削減	仲島	○	○	○	○
14	環境保全に関する普及啓発活動の推進	辻	－	－	－	○
15	環境アセスメント関連の実績	末津	－	－	－	○
16	エネルギー環境情報センターにおける取組	辻	○	○	○	○
17	北九州支所における取組	支所長	○	○	○	○
18	大分支所における取組	支所長	○	○	○	○
19	東京事務所における取組	事務所長	○	○	○	○
20	長崎支所における取組	支所長	○	○	○	○

２．環境活動の具体的な取組

（１）ＥＣＯねっとシステムの運用

（２）太陽光パネルの設置

（３）ＬＥＤ照明の設置

（４）エコドライブ 10 の推進促進

（５）可燃ゴミの削減

（６）節水活動の推進

（7）その他の環境啓発活動

① 環境保全に関する普及啓発活動

●小・中学生を対象とした普及啓発活動の主な実績

イベント名称・主催・開催場所等	実施日
まもるーむ福岡運営委託 主催：福岡市保健環境研究所 場所：まもるーむ福岡	平成 28 年 4 月から 平成 29 年 3 月まで

●エコアクション２１関連の主な実績

イベント名称・主催・開催場所等	実施日
エコアクション 21 研究会 場所：福岡県 NPO ボランティアセンター	平成 28 年 6 月 7 日
エコアクション 21 福岡県中小企業家同友会導入セミナー 場所：福岡県中小企業振興センター	平成 28 年 6 月 21 日
エコアクション 21 福岡県・福岡市ＩＰ導入セミナー 場所：粕屋総合庁舎	平成 28 年 6 月 22 日
エコアクション 21 福岡県・福岡市ＩＰ集合コンサル① 場所：吉塚合同庁舎	平成 28 年 7 月 14 日
エコアクション 21 福岡県・福岡市ＩＰ集合コンサル② 場所：粕屋総合庁舎	平成 28 年 8 月 5 日
エコアクション 21 福岡県・福岡市ＩＰ集合コンサル③ 場所：粕屋総合庁舎	平成 28 年 8 月 24 日
エコアクション 21 福岡県・福岡市ＩＰ集合コンサル④ 場所：粕屋総合庁舎	平成 28 年 9 月 14 日
エコアクション 21 フォローアップセミナー（福岡） 場所：福岡県教育会館　会議室	平成 28 年 10 月 25 日
エコアクション 21 福岡県・福岡市ＩＰ集合コンサル⑤ 場所：粕屋総合庁舎	平成 28 年 12 月 14 日

●九州グリーン購入ネットワーク事務局

講演内容・開催場所等	実施日
環境先進企業見学会の開催 場所：電源開発株式会社　若松総合事業所　白島展示館 　　スマートハウス常設展示場	平成 28 年 6 月 10 日
北九州エコライフステージ 2016 に出展 場所：北九州市役所周辺広場	平成 28 年 10 月 8 日 平成 28 年 10 月 9 日
グリーン購入セミナーin 福岡 場所：JR 博多シティ会議室	平成 29 年 2 月 22 日

●講師派遣等

講演内容・主催・開催場所等	実施日
放射線の日常生活への影響 主催：福岡南ロータリークラブ 場所：ホテルオークラ福岡	平成 28 年 3 月 2 日
環境分析と資源・エネルギー循環-安全・安心な生活を目指して- 題目「現在の環境を持続させていくためには？～環境分析と環境アセスメントの観点から～」 主催：九州大学 場所：平成 28 年度九州大学公開講座	平成 28 年 11 月 19 日
平成 28 年度 放射線業務従事者のための教育訓練講習会 主催：福岡リーセントホテル 場所：公益社団法人日本アイソトープ協会	平成 28 年 4 月 12 日

② ボランティア活動

●平成 29 年 1 月 21 日　オオヨドカワゴロモ保護清掃活動

③ 出版事業

●会誌「環境管理」第 45 号を平成 28 年 8 月に発行しました。
http://www.keea.or.jp/kankyokanri.html

Ⅶ　次年度の環境活動計画

平成 29 年度の環境活動計画は以下のとおりです。

活動項目		責任者	実践事項	ﾁｪｯｸ方法	ﾁｪｯｸ頻度
1	エアコンの設定温度を決め、実行する	田中	① 空調を利用する際の室温（気温）をチェックする。夏は28℃以上、冬は20℃以下。時々室温をチェックし、不必要な使用を避ける。 ② エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃を目安とする。 ③ クールビス・ウォームビスを実践する。夏はノーネクタイ・半袖シャツ、冬はセーター・カーデガン・ハイネックなどを着用する。	巡回	エアコン稼動時
2	エアコンフィルターの清掃	大塚	① 協会全体のエアコンフィルターを年2回清掃する。暖冷切替時期（5～6月）、冷暖切替時期(10～11頃)	ヒアリング	エアコンシーズン前
3	昼休みの消灯運動	大塚	① 昼休みの消灯を徹底する。ただし、降雨などで著しく室内が暗い場合を除く。	巡回	毎月
4	退出時のOA機器の主電源OFF	高比良	① 帰宅時や外出時、長時間の不在時には、ＯＡ機器の主電源ＯＦＦを徹底する。ただし、FAX機能等の付加による継続電源ＯＮが必要なものは除く。	巡回	毎月
5	ＥＣＯねっとシステムの運用	大塚	① 毎月の最大電力使用量の目標を設定する。 ② 警報が鳴ったら館内放送で電気使用の抑制を促す。	モニター	毎日
6	エコドライブ１０の推進	大塚	① エコドライブを実践する。急発進や急加速をしない。運転席を離れる時は必ずエンジンを切る。 ② エコドライブを実施した時は、運転記録簿の「エコ運転」欄に○印を付け、できなかった場合は、その理由を記載する。	運転記録簿	毎月
7	公共交通機関の利用促進	山本	① 公共交通機関を率先して利用する。	カード使用管理簿	毎月
8	紙類、ペットボトル等の分別の徹底	辻	① 一般ゴミの分別を徹底する。ゴミ箱に紙類・ペットボトルを捨てない。缶・ペットボトルは、協会内自販機横の専用ゴミ箱に入れる。	巡回	毎月
9	両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底	岩下	① 両面印刷や両面コピーを実践する。 ② 裏紙が使用しやすい環境を整える。紙の規格ごとに分類し、印刷可能面を上面して整理整頓を行う。	巡回	毎月
10	廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	芦川	① 対象液の特性（有害性等）を考慮して、廃酸・廃油に該当するかを識別する。 ② 試料数等を考慮して、使用する試薬調整量を適正にする。 ③ 器具洗浄の際は、少量の水（溶媒）で複数回洗浄するなど、洗浄液量の削減に努める。	ヒアリング	毎月
11	節水活動の推進	大塚	① 節水活動を推進する。	ヒアリング	２か月ごと
12	事務用品等のグリーン購入の推進	大塚	① 事務用品のグリーン購入を推進する。 ② インターネットで購入している事務用品等のグリーン購入額を集計する。	請求書等	毎月
13	化学物質使用量の削減	川村	① 化学物質の使用量の削減を推進する。 ② 四半期ごとに化学物質の使用量を集計する。	納品書等	３か月ごと
14	環境保全に関する普及啓発活動の推進	辻	① 講習会・講演会の開催、講師派遣等の環境啓発活動を実施する。	ヒアリング	都度
15	クライアントに対して環境を配慮した提案	藤井	① 環境アセスメント関連事業において環境配慮した提案を実施する。	ヒアリング	都度
16	エネルギー環境情報センターにおける取組	辻	① 環境活動が適正に行われているか確認する。	巡回	毎月
17	北九州支所における取組	支所長	① 節電、節水および廃棄物削減を推進する。	ヒアリング	都度
18	大分支所における取組	支所長	① 節電、節水および廃棄物削減を推進する。	ヒアリング	都度
19	東京事務所における取組	事務所長	① 節電、節水および廃棄物削減を推進する。	ヒアリング	都度
20	長崎支所における取組	支所長	① 節電、節水および廃棄物削減を推進する。	ヒアリング	都度
21	佐賀支所における取組	支所長	① 節電、節水および廃棄物削減を推進する。	ヒアリング	都度
22	LED照明の増設	大塚	① LED照明の増設について検討する。	－	－

Ⅷ　環境関連法規等の遵守状況

１．環境関連法規の遵守状況

法律名等	対象設備、作業等	法令条項（最終改正日）	要求事項	遵守状況	評価
消防法	火災の予防	法第8条(H27.9.11) 令第3条(H27.12.16)	防火管理者	防火管理者を定めている。	○
		法第8条(H27.9.11) 令第4条(H27.12.16)	消防計画 避難訓練	消防計画に基づく、消火、通報及び避難訓練を実施した。	○
		法第17条の3の3(H27.9.11) 規則第31条の6(H27.5.29)	消防設備等の点検	5月、11月に消防設備等の点検を実施した。	○
	危険物の貯蔵	法第11条(H27.9.11)	設置許可の届出	福岡市長に許可を受けている。	○
		法第11条の5(H27.9.11)	倍数変更の届出	該当事項はなかった。	○
毒物及び劇物取締法	許可申請	法第6条の2(H27.6.26)	特定毒物研究者の届出	特定毒物研究者の許可を受けている。	○
		法第7条(H27.6.26)	毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者を選任している。	○
	毒物又は劇物の取扱	法第11条(H27.6.26) 令第38条(H26.7.30)	保管管理 盗難、漏洩の防止	鍵の掛る保管庫で厳重に管理され、盗難・漏洩を防止している。	○
	毒物又は劇物の表示	法第11条第3項(H27.6.26) 法第22条第5項(H27.6.26)	毒物又は劇物の表示	陳列する場所に毒物、劇物の文字を表示している。	○
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核燃料物質等の使用等	法第52条第1項(H26.6.13) 法第52条第2項(H26.6.13)	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第57条の6第1項(H26.6.13) 法第57条の6第2項(H26.6.13)	使用の廃止に伴う措置	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
	国際規制物資の使用等	法第61条の3第1項(H26.6.13) 法第61条の3第2項(H26.6.13)	使用の許可及び届出等	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第61条の7(H26.6.13)	記録	原子力規制委員会に報告している。	○
		法第61条の8の2第1項 (H26.6.13)	計量管理規定	該当事項はなかった。	○
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	使用の許可及び届出	法第3条第1項(H26.6.13) 法第3条第2項(H26.6.13)	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第9条第4項(H26.6.13)	許可証の譲渡又は貸与	許可証を他人に譲渡、貸与していない。	○
		法第10条第5項(H26.6.13)	使用施設等の軽微な変更	使用施設等の軽微な変更はなかった。	○
	許可届出使用者の義務	法第17条第1項(H26.6.13)	運搬の基準	原子力規制委員会規則で定める基準に従って必要な措置を講じている。	○
		法第19条第1項(H26.6.13)	廃棄の基準等	原子力規制委員会規則で定める基準に従って必要な措置を講じている。	○
		法第20条第1項(H26.6.13)	測定	放射線障害のおそれのある場所の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定している。	○
		法第22条(H26.6.13)	教育訓練	原子力規制委員会規則で定める必要な教育、訓練を実施した。	○
		法第23条第1項(H26.6.13)	健康診断	5月、11月に電離健診を実施した。	○
		法第24条(H26.6.13)	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置	放射線障害を受けた者や受けたおそれのある者はいなかった。	○
		法第25条第1項(H26.6.13)	記帳義務	帳簿に必要事項を記載している。	○
		法第27条第1項(H26.6.13)	使用の廃止等の届出	該当事項はなかった。	○
		法第28条第1項(H26.6.13)	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置	該当事項はなかった。	○
		法第32条(H26.6.13)	事故届	該当事項はなかった。	○
		法第33条第1項(H26.6.13)	危険時の措置	該当事項はなかった。	○
下水道法	排出水	法第12条の2第5項 (H27.5.20) 令第9条の2から第9条の7(H27.11.13) 市下水道条例第9条 （H25.12.26）	排除基準の遵守	3か月毎に総合排水の水質検査を実施し、4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の検査結果は排除基準を満たしていた。	○
		法第12条の3(H27.5.20) 法第30条(H27.5.20) 市下水道条例第6条、第9条の4(H25.12.26)	特定施設の届出	下水道法に基づく特定施設の届出をしている。	○
		法第12条の12(H27.5.20)	水質の測定義務等	3か月毎に総合排水の水質検査を実施し、結果の記録を確認した。	○
		法第18条の2(H27.5.20)	汚濁原因者負担金	水質の汚濁原因である物質は当該公共下水道に排除していない。	○
		法第39条の2(H27.5.20)	報告の徴収	5月福岡市の立入検査があり、水質検査の結果は排除基準を満たしていた。	○
		法第12条の9(H27.5.20)	事故時の状況及び講じた措置の届出	政令で規定する物質を含む下水が公共下水道に流入する事故の発生は無かった。	○

法律名等	対象設備、作業等	法令条項（最終改正日）	要求事項	遵守状況	評価
水質汚濁防止法	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵施設	法第5条第3項(H26.6.18)	特定施設等の設置の届出	福岡県知事に特定施設の届出をしている。	○
		法第12条の4(H26.6.18)	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務	有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備となっている。	○
		法第14条第5項(H26.6.18)	排出水の汚染状態の測定等	3か月毎に排出水の汚染状態の点検を実施し、異常がないことを確認した。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業系一般廃棄物	法第6条の2第6項(H27.7.17) 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条 (H26.7.1)	委託先業者選定基準	福岡市長から許可を受けた業者に委託している。	○
		法第6条の2第7項(H27.7.17) 令第4条の4(H27.12.2) 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第11条 (H26.7.1)	委託基準の遵守	福岡市長から許可を受けた業者に委託している。	○
	産業廃棄物 1.廃油 2.廃プラスチック 3.ガラス屑 4.汚泥 5.その他ガレキ類	法第12条第1項(H27.7.17) 令第6条第1項第1号 (H27.12.2)	自社運搬の基準	産業廃棄物を運搬する際、飛散、流出しないように対策をとっている。	○
		法第12条第2項(H27.7.17) 規則第8条(H27.12.25)	保管基準の遵守	保管場所は廃棄物が飛散しないように対策をとっている。 掲示板を設置し、廃棄物の種類を区分している。	○
		法第12条第5項(H27.7.17)	許可業者への委託	産業廃棄物は許可業者（委託契約及び覚書に示す。）に収集・運搬・処分を委託している。	○
		法第12条第6項(H27.7.17) 令第6条の2(H27.12.2) 規則第8条の4，4の2，4の3(H27.12.25)	委託基準の遵守	委託契約書を確認した。	○
		法第12条の3第1項 (H27.7.17) 規則第8条の20、 第8条の21(H27.12.25)	管理票（マニフェスト票）の交付	管理票の交付及び記載事項に問題はなかった。	○
		法第12条の3第2項 (H27.7.17) 規則第8条の26(H27.12.25)	管理票（マニフェスト票）A票の保管	管理票の写しは保管されていた。	○
		法第12条の3第6項 (H27.7.17) 規則第8条の26(H27.12.25)	管理票（マニフェスト票）の写しの送付を受けるまでの期間	管理票の写しは保管されていた。	○
		法第12条の3第7項(H27.7.17) 規則第8条の27(H27.12.25)	管理票（マニフェスト票）に関する知事への定期報告	平成28年5月30日に福岡市長へ産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出した。	○
		法第12条の3第8項 (H27.7.17) 規則第8条の28(H27.12.25) 規則第8条の29(H27.12.25)	管理票交付者が講ずべき措置	管理票の写しは送付されていた。	○
	特別管理産業廃棄物 1.廃酸 2.廃油	法第12条の2第8項 (H27.7.17)	特別管理産業廃棄物管理責任者（特別管理産業廃棄物）	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任している。	○
		法第12条の2第2項 (H27.7.17) 規則第8条の13(H27.12.25)	保管基準の遵守 （特別管理産業廃棄物）	保管基準の遵守を確認した。	○
		法第12条の2第5､6項 (H27.7.17)	許可業者への委託（特別管理産業廃棄物）	特別管理産業廃棄物は許可業者（委託契約及び覚書に示す。）に収集・運搬・処分を委託している。	○
	産業廃棄物の処理困難通知及び虚偽記載時の対応(特別管理産業廃棄物含む)	法第12条の3第8項 (H27.7.17)	廃棄物の適正管理の確認、対応	管理票の写しが適正であることを確認した。	○
	廃棄物全般	法第16条(H27.7.17)	投棄禁止（未遂を含む）	廃棄物は許可業者に収集・運搬・処分を委託している。	○
		法第16条の2(H27.7.17)	焼却禁止（未遂を含む）	廃棄物は焼却していない。	○
労働安全衛生法	労働者	法第66条(H27.5.7)	健康診断	定期健康診断を5月に実施した。 特定業務従事者を対象に、電離放射線健康診断と有機溶剤等健康診断を5月、11月に実施した。	○
有機溶剤中毒予防規則 (労働安全衛生法に基づく省令)	(1)有機溶剤 令別表6の2の54種類 (2)有機溶剤等 有機溶剤及び当該有機溶剤5ｗｔ％を超える含有物 ①第1種有機溶剤 ②第2種有機溶剤 ③第3種有機溶剤 (3)有機溶剤業務 有機溶剤含有物を用いて行う12種類の業務 (4)対象作業場所 ①屋内作業、通風が不十分な場所など ②有機溶剤の製造又は取り扱う業務	規則第5条(H26.11.28)	第１種又は第２種有機溶剤に係る設備	ドラフトチャンバー等を設置している。	○
		規則第19条第2項(H26.11.28)	有機溶剤作業主任者の選任	有機溶剤作業主任者を選任している。	○
		規則第20条第2項(H26.11.28) 規則第21条(H26.11.28)	局所排気装置の定期自主検査	自主点検を行い、異常はなかった。	○
		規則第24条(H26.11.28)	掲示	労働者が見えやすい場所に掲示している。	○
		規則第25条第2項(H26.11.28)	種別区分の標示	種別ごとに区分し標示している。	○
		規則第28条第2項(H26.11.28) 規則第28条第3項(H26.11.28)	作業環境測定	6月、12月に作業環境測定を実施した。	○
		規則第29条第2項(H26.11.28)	健康診断	5月、11月に有機溶剤健診を実施した。	○
		規則第32条第1項(H26.11.28) 規則第33条第1項(H26.11.28)	保護具	従事する業務に応じて保護具を使用している。	○
		規則第35条(H26.11.28)	有機溶剤等の貯蔵	漏えい、発散等のない容器に入れ貯蔵している。	○

法律名等	対象設備、作業等	法令条項（最終改正日）	要求事項	遵守状況	評価
特定化学物質障害予防規則(労働安全衛生法に基づく省令)	規制対象物質（第2条）52種類	規則第3条第1項(H27.9.17)	局所排気装置等の設置	ドラフトチャンバー等を設置している。	○
		規則第13条(H27.9.17) 規則第14条(H27.9.17) 規則第15条第1項(H27.9.17) 規則第18条第1項(H27.9.17)	特定化学設備への措置	屋内作業場は2以上の出入口を設けている。	○
		規則第27条第1項(H27.9.17)	作業主任者の選任	特定化学物質作業主任者を選任している。	○
		規則第30条第1項(H27.9.17) 規則第31条第1項(H27.9.17)	定期自主検査	自主点検を行い、異常はなかった。	○
		規則第36条第1項(H27.9.17) 規則第36条第2項(H27.9.17)	作業環境測定	3か月毎に作業環境測定を実施した。	○
		規則第38条の3(H27.9.17)	掲示	特別管理物質を取扱う作業場に必要事項を掲示している。	○
		規則第38条の4(H27.9.17)	作業の記録	該当事項はなかった。	○
		規則第39条第1項(H27.9.17)	健康診断	5月、11月に特定化学物質健診を実施した。	○
		規則第43条(H27.9.17)	保護具	マスク等の保護具を備えている。	○
フロン排出抑制法	全ての事業者	法第86条(H25.6.12)	フロン類の放出の禁止	フロン類は許可業者に収集・運搬・処分を委託している。	○
	第一種特定製品の管理者	法第16条第1項(H25.6.12)	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	3か月毎に簡易点検の実施し、検査の結果は異常はなかった。	○
		法第19条第1項(H25.6.12)	フロン類算定漏えい量等の報告	該当事項はなかった。	○
	第一種特定製品の整備の発注者	法第74条第6項(H25.6.12)	フロン類回収等の料金負担	該当事項はなかった。	○
	第一種特定製品廃棄等実施者	法第41条(H25.6.12)	フロン類引渡義務	該当事項はなかった。	○
		法第43条第1～3項(H25.6.12)	回収依頼書／委託確認書の交付・保存	該当事項はなかった。	○
		法第45条第3項(H25.6.12)	引取証明書（又は写し）の保存	該当事項はなかった。	○
		法第45条第4項(H25.6.12)	引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告	該当事項はなかった。	○
		法第74条第3項(H25.6.12)	フロン類回収等の料金支払	該当事項はなかった。	○
自動車リサイクル法	自動車の管理	法第5条(H26.6.13)	自動車の所有者の責務	点検等で指摘を受けた箇所は修理し、自動車を長期間使用できるようにしている。（走行距離20万キロが更新の目安）	○
	再資源化等の実施	法第8条(H26.6.13)	使用済自動車の引渡義務	新車購入時に福岡日産自動車(株)へ1台、トヨタカローラ福岡(株)へ1台引き渡した。	○
	リサイクル料の納付	法第73条(H26.6.13)	再資源化預託金等の預託義務	新車2台購入時にリサイクル料金を支払った。	○
家電リサイクル法	エアコン、テレビ（ブラウン管･液晶･プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	法第6条(H23.6.24)	特定家庭用機器廃棄物の再商品化	該当事項はなかった。	○

2．訴訟の有無

関連当局からの違反の指摘はありませんでした。

3．外部からの苦情

外部からの苦情はありませんでした。

Ⅸ　代表者による全体評価と見直しの結果

総合的に判断して環境経営システムは、おおむね有効に機能していると評価します。

平成 28年度は 7 つの環境目標のうち、4項目は達成することができましたが、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量の 3 項目で目標を達成することができませんでした。事業内容等の理由でやむを得ない面もありますが、今後の環境活動等の強化が必要となっています。

環境マネジメントシステムエコアクション21を導入して 7 年が経過しましたが、今後も職員が自主的、積極的に環境への取組を行い、持続可能な社会の構築に貢献していくことを期待します。